

現行	改正後	改正内容・目的
熊野第一小学校保護者と先生の会（PTA）会則	熊野第一小学校PTA会則	題名をコンパクトにしました。
第1章 名称および事務所	第1章 名称及び事務所	第1条・第2条を一条にまとめ、条数を減らしました。
第1条 この会は、熊野第一小学校保護者と先生の会（PTA）という。	第1条 この会は、熊野第一小学校PTAと称し、事務所を熊野第一小学校に置く。	
第2条 この会は、事務所を熊野第一小学校におく。		
第2章 目的	第2章 目的	第1項から第5項までを削り、よりシンプルな内容に改めました。
第3条 この会は、保護者と学校職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。	第2条 この会は、保護者と学校職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。	
1 よい保護者、よい学校職員となるよう努める。		
2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。		
3 児童の生活環境をよくする。		
4 公教育費を充実することに努める。		
5 国際理解に努める。		
第3章 事業	第3章 事業	実施内容が不明瞭なものや達成が困難であった規定は削り、シンプルな内容に改めました。
第4条 この会の目的達成のため下記の事業を行う。	第3条 この会の目的達成のため、下記の事業を行う。	
1 児童の福祉向上に関する事業	2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。	
◎ 児童教育への協力	3 教育環境及び教育施設の整備と改善を行う。	
(イ) 教育環境の整備と改善	4 会員の研修。	
(ロ) 教育援助の活動	5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。	
(ハ) 教育調査と報告		
◎児童の保健衛生		
(イ) 衛生知識の普及		
(ロ) 保健施設の充実		
◎児童生活の充実		
(イ) レクリエーションの奨励		
(ロ) 児童の校外指導		
(ハ) その他		
2 保護者教育に関する事業		
◎一般成人教育		
保護者学級等必要な施設		
3 学校職員の研修事業に対する援助		
4 その他必要な事業		
第4章 会員	第4章 会員	条ずれ以外に変更はありません。
第5条 この会の役員となることのできるのは、次のとおりである。	第4条 この会の会員になることのできるのは、次のとおりである。	
1 熊野第一小学校に在籍する児童の保護者	2 熊野第一小学校に在籍する児童の保護者	
2 熊野第一小学校の学校職員	3 熊野第一小学校の学校職員	
第5章 役員	第5章 役員	「学級代表」を「学年代表」に改め、その選出方法については、委任規定により別に定めることにしました。
第6条 この会に下記の役員をおく。	第5条 この会に下記の役員をおく。	
1 会長 1名	2 会長 1名	
2 副会長 若干名（内、学校職員1名）	3 副会長 若干名（内、学校職員1名）	
3 会計監査委員 2名	4 会計監査 2名	
4 常任委員 若干名（各専門部正副部長、学年委員長、学校職員側各学年代表）	5 常任委員 若干名（各専門部長・副部長、学年委員長及び学校職員各学年代表）	
5 学級委員 各学級5名	6 学年委員 人数は20人以内とし、選出方法については、運営委員会により別に定める。	
6 幹事 若干名（保護者____、学校職員_____）	7 幹事 若干名（保護者若干名、学校職員1名以上）	
7 会計 2名（保護者側1名、学校職員側1名）	8 会計 2名（保護者__1名、学校職員1名）	
第7条 役員を選出____	第6条 役員を選出方法	役員について、名称を改めました。
1 会長・副会長・会計監査委員は、常任委員会において会員中より選出し総会の承認を得て決定する。但し、欠員補充は、常任委員会において会員中より選出する。	2 会長・副会長・会計監査____は、運営委員会において会員中から選出する。	
2 常任委員は、各専門部正副部長、学年委員長（正副学級委員長の互選による）、学校職員（各学年代表）をもってこれにあてる。	3 常任委員は、本会則で定めるもののほか、各規程により定めるものとする。	
3 学級委員は、各学級の選挙により、5名を選出する。		
4 幹事および会計は、会長が会員中より委嘱する。	4 幹事及び会計は、会長が会員中より委嘱する。	
5 役員は、欠員を生じた場合は、すみやかに補充決定する。		
6 会計監査委員は、会長・副会長・常任委員・幹事____をかねることはできない。	5 会計監査____は、会長、副会長、常任委員、幹事、会計を兼ねることは出来ない。	
7 児童の保護者が本校の教職員またはその配偶者である場合、当該教職員及びその配偶者は保護者側の役員になれない。	6 役員となる学校職員は、校長が任命する。	
8 子供会の会長、副会長は役員を辞退することができる。	7 児童の保護者が本校の教職員又はその配偶者である場合、当該教職員及びその配偶者は保護者側の役員になれない。	
第8条 役員任期	第7条 役員任期	総会で次期委員が承認されるまでは任期であることと会長が再任されることを妨げない規定に改めました。
1 この会の役員任期は1年とし、原則として毎年4月に改選する。但し、再選は妨げない。	2 役員任期は、通常総会から次年度の総会までとし、再選も可とする。	

2 委員に2年連続して選任された場合は、次年度の1年間は委員を辞退することができる。この規定の起算点は平成8年4月1日とする。

3 会長に3年連続して選任された者は、以後会長に就任できないことを原則とする。

4 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員の任務

1 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。会長は、第13条の会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。

3 会計監査委員は、その会計を監査し、総会でその結果を報告するものとする。

4 常任委員は、会長・副会長・幹事と共に常任委員会を構成し、本会の業務を企画し事業を執行する。

5 幹事は、会長の指示を受け、庶務に関する事務を執行する。

6 会計は、会長の指示を受け、会計に関する事務を執行する。

第10条 この会は、顧問を若干名おくことができる。

1 顧問は、常任委員会の推薦により会長が委嘱する。

2 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第11条 この会に下記の専門部を設けて、各部に正・副部長を置き、常任委員・学級委員は、それぞれ一つの専門部に属する。但し、学級委員長はPTC部に属するものとする。専門部に関する必要事項は別に定める。

環境整備部会 生活指導部会 教養部会 広報部会 PTC部会

第6章 選挙管理委員会

第12条 学級委員の選挙に関する事務を処理するため、選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会に関する必要事項は別に定める。

第7章 会議

第13条 この会に下記の会議を設ける。

総会 常任委員会

第14条 総会は、原則として4月に会長がこれを招集する。但し、臨時に必要を生じたとき、常任委員会の承認を得て会長がこれを招集する。会員の1/3以上の要求があった場合、会長は臨時に総会を招集しなければならない。総会の構成員及び議決権は、1世帯1個とする。

第15条 総会は、下記の事項を決議する。

1 予算、決算の承認

2 事業計画の承認

3 この会の会則決定並びに変更

4 役員の承認

5 その他特に重要な事項を決定する。

第16条 常任委員会は、会長、副会長、常任委員、幹事、会計をもって構成し、この会の運営について企画し、これを執行する。但し、必要に応じて各子供会の会長を参加させることができる。常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。常任委員の1/3以上の要求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。

第17条 各会議は、構成員の1/2以上の出席をもって成立するものとし、議決は出席者の1/2以上の賛成を得なければならない。賛否同数の場合は、会長がこれを決定する。

第8章 会計

第18条 この会の経費

1 この会の経費は、会費及び寄附金をもってこれにあてる。

2 会費は、総会の承認を得て決定する。

3 この会の会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 同好会

第19条 会員相互の親睦を図るため、同好会を設ける。同好会は教養部に所属するものとし、予算の範囲内において運営費を助成する。同好会に関する必要事項は別に定める。

第10章 附則

第20条 この会の運営につき必要なものは、別に細則を設ける。

3 役員に2期連続して選任された場合は、次年度の1期間は役員を辞退することができる。

4 会長は、4期連続して就任することはできない。

5 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 役員の任務

2 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代行する。

4 会計監査は、その会計を監査し、総会でその結果を報告する。

5 常任委員は、会長、副会長、幹事、会計と共に運営委員会を構成し、本会の業務を企画し、事業を執行する。

6 学年委員は、各専門部に属し活動する。

7 幹事は、会長の指示を受け、庶務に関する事務を執行する。

8 会計は、会長の指示を受け、会計に関する事務を執行する。

第9条 この会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第10条 この会に下記の専門部を設ける。

_____専門部会に関する規程は、別に定める。

環境整備部会 生活指導部会 教養部会 広報部会 PTC部会

第6章 会議

第11条 この会に下記の会議を設ける。

総会(通常総会 臨時総会) 運営委員会

第12条 通常総会は、原則として4月に会長がこれを招集する。臨時に総会の必要を生じたときは、運営委員会の承認を得て会長が臨時総会を招集する。会員の1/3以上の要求があった場合は、会長は臨時に総会を招集しなければならない。総会の構成員及び議決権は、1世帯1個とする。

第13条 総会は、下記の事項を決議する。

2 予算、決算の承認

3 事業計画の承認

4 この会の会則決定又は変更

5 役員の承認

6 その他特に重要な事項を決定する。

第14条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、会長、副会長、常任委員、幹事、会計をもって組織し、この会の運営について企画し、これを執行する。但し、必要に応じて各子供会の会長を参加させることができる。運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。運営委員の1/3以上の要求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。

第15条 運営委員会は、次の事項を決議する。

2 総会提出議案

3 役員に欠員があるときその補充決定

4 その他重要な事項

第16条 各会議は、構成員の1/2以上の出席をもって成立するものとし、議決は出席者の1/2以上の賛成を得なければならない。賛否同数の場合は、会長がこれを決定する。

第7章 会計

第17条 この会の経費

2 この会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

3 会費は、総会の承認を得て決定する。

4 この会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章 その他

第18条 この会の運営につき必要な規程等は、運営委員会により別に定める。

附則

本会則は、総会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

名称の変更に伴う改正以外に大きな改正はありません。

名称の変更に伴う改正以外に大きな改正はありません。

専門部の具体的な内容は、委任規定により別に定めます。

従前から運営(常任)委員会が選挙に関する事務を行っているため削りました。

名称の変更に伴う改正以外に大きな改正はありません。

名称の変更に伴う改正以外に大きな改正はありません。

条ずれと句点の追加以外に変更はありません。

名称の変更に伴う改正以外に大きな改正はありません。

運営委員会における審議事項を定めました。

条ずれ以外に変更はありません。

制服バザーの売上金収入等をPTA会計の収入として明確に位置付けるために規定しました。

同好会活動の実態が無いため、削除しました。

その他、必要な規程は、委任規定により別に定めることにしました。

この会則の施行期日を定めたものです。総会で議決後、直ちに施行しますが、実際に運用するのは令和2年度からの事業からと定めています。

